

# 地方公共団体に対する入札契約適正化法に基づく要請について

(H20.3.31 公共工事の入札及び契約の適正化の推進について) (概要)

平成19年度入札契約適正化調査、中建審総会の提言、公共工事の品質確保に関する当面の対策等を踏まえ、以下の点について、各都道府県知事・政令指定都市市長あてに要請

## 1. 一般競争入札の拡大

- ・速やかに一般競争入札の導入・適用範囲拡大を図るものとする。

## 2. 総合評価方式の導入・拡充

- ・総合評価方式の導入拡大に努め、対象工事・実施目標値を設定し、着実にその拡大に努めること。
- ・特別簡易型総合評価実施マニュアルを参考としつつ、総合評価方式の導入拡大に努めること。
- ・発注者相互の協力や発注者支援機関の積極的な活用により、所要の体制を整備すること。
- ・小規模団体等は、県単位又は団体が共同で学識経験者からの意見聴取を行えるよう、県からの支援を受けることを検討すること。
- ・地方自治法施行令の改正により、手続が大幅に簡素化されたこと。

## 3. ダンピング受注の防止の徹底

- ・低入調査及び最低制限価格を適切に導入・活用し、ダンピング受注の排除を徹底すること。
- ・総合評価方式対象工事には、低入調査制度・失格基準を積極的に活用すること。
- ・最低制限価格・低入基準価格については、適切に見直すこと。
- ・低入基準価格を下回る者に対しては、工事内訳書の提出の徹底など、積極的な措置を行うこと。
- ・予定価格は適切な水準とするとともに部切りは厳に慎むこと。

## 4. 一般競争入札拡大・総合評価方式拡充の条件整備

- ・適切な競争参加条件の設定等必要な条件整備を講じること。
- ・入札ボンドの導入を国の導入状況と連携して進めること。

## 5. 予定価格等の公表の適正化

- ・予定価格、最低制限価格等の事前公表の取りやめ等の対応を行うこと。
- ・事前公表を行う場合は、理由を公表すること。

## 6. 談合等の不正行為及び発注者の関与の防止の徹底

- ・不正行為の防止の徹底に全力を尽くすとともに、不正行為に対しては厳正に対処すること。

## 7. 指名停止措置等の適正な運用の徹底

- ・地方自治法施行令の改正により競争参加資格停止期間の上限が2年 3年に延長したこと。
- ・違約金特約条項の設定等により賠償請求に努めるとともに、凡例を基準とし適切な金額を定めるべきこと。
- ・国庫補助事業について損害賠償請求を行った場合は、その取扱いについて、補助部局と協議し、その指示に従うこと。

## 8. 入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性の確保

- ・入札契約に関する情報の一層の公表を促進すること。
- ・第三者機関が設置されていない場合は早急に設置すること。
- ・苦情等への適切な対応を推進すること。

## 9. 入札時における工事費内訳書の提出等の促進

## 10. 適正な施工の確保

- ・施工体制台帳を積極的に活用すること。
- ・発注者支援データベースの活用を推進すること。
- ・ワンデーレスポンス、三者協議等により、発注者・設計者・施工者の連携を促進すること。

## 11. 体制が不十分な地方公共団体に対する支援方策

- ・発注者と受注者が対等な関係に立ち、責任関係を明確化していくべきであり、業務執行体制の強化が必要であること。
- ・外部機関の活用等に努めること。
- ・技術力が万全といえない市町村の支援を検討すること。
- ・都道府県は、市町村の取組が円滑に進みよう協力・支援すること。
- ・CM方式等多様な発注方式の活用を積極的に検討すること。

## 12. 電子入札の導入等の推進

各都道府県を通じて、管内の市区町村に対しても周知徹底